

(案)

第11次

島田市交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

島田市交通安全対策会議

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。これに基づき、市は 10 次・50 年にわたる交通安全計画を作成し、関係機関・団体等と連携を図りながら交通安全対策を実施してきた。

第 10 次交通安全計画（平成 28 年度～令和 2 年度）においては、計画の目標値であった年間人身事故発生件数 700 件以下を平成 29 年以降 4 年連続で達成した。また死者数については年間 3 人以下とする目標を令和 2 年に達成し、令和 2 年においては、過去最長となる死亡事故ゼロ連続 300 日を達成した。これは、市全体で交通安全対策に取り組んできた努力の成果であると考えられる。

このように、人身事故発生件数、死者数は減少傾向にあるが、高齢者人口の増加に伴い、交通事故死者数、件数に占める高齢者の割合も増加しており、交通事故減少のためには高齢者の安全対策が課題となっている。

また、大規模地震発生時における道路交通の混乱などは、市民生活に重大な影響をもたらすおそれがある。

交通事故の防止は、関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、今後も引き続き人命尊重の基本理念の下に、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

本計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、県が作成した交通安全計画に基づき、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に講ずべき、市区域における交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

本計画に基づき、国、県、市など関係機関・団体は緊密な連携を図り、市民の十分な理解と協力のもと、交通の状況や地域の実態に即した交通安全施策を実施するものとする。

島田市交通安全対策会議